

所得税、町・県民税の申告が始まります

町・県民税の申告！ 問合せ先 税務課住民税係

☎(92) 1111 内線 124・125・129

町・県民税の申告が必要なかた

平成17年1月1日現在、「白岡町に住所があるかた」及び「白岡町に住所はないが、家屋敷・店舗・事務所・事業所などを有するかた」は、町・県民税の申告をしなければなりません。

3月15日(火)までの指定された日に申告を済ませてください。ただし、次のかたはその必要がありません。

- ▶ 所得税の確定申告をしたかた
- ▶ 給与所得のみのかたで、勤務先から町に給与支払報告書が提出されているかた
- ▶ 年金のみで、社会保険庁などから町に公的年金等の支払報告書が送付されているかた

* 昨年中に白岡町に転入したかたには、前年の実績等が分かりませんので申告書を送付していません。申告書の届いていないかたでも所得のあるかたは、指定された日に必ず申告してください。

申告に必要なもの

- 申告書(送付されたもの)
- 印鑑
- 給与所得者及び年金所得者は、源泉徴収票
- 以外のかたは、所得金額の計算に必要な帳簿書類(収入と支出が分かるもの)
- 生命保険や損害保険に加入しているかたは、控除証明書
- 社会保険(国民健康保険・国民年金を含む)に加入しているかたは、領収書(昨年中に支払ったもの)
- 医療費控除を受けるかたは、昨年中に支払った医療費の領収書及び保険で補てんされた金額の分かる書類
- 障害者控除の適用を受けるかたは、障害者手帳または療育手帳
- その他関係書類

前年に所得がなかったかた

平成16年中に所得のないかたに申告書が届いたときは、申告書に収入のなかった旨(扶養になっているなど)を記入のうえ、郵送などにより提出してください。

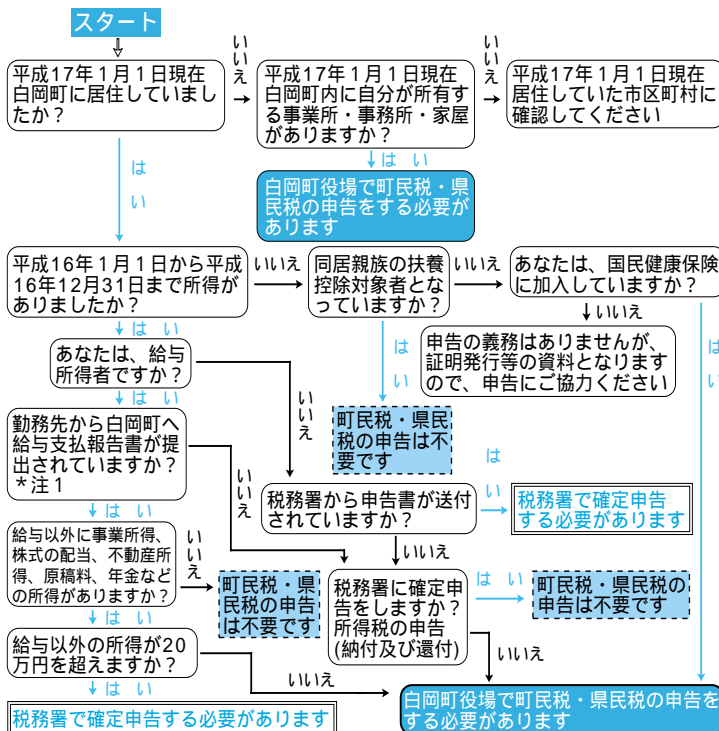
お願い

申告は、町・県民税や国民健康保険税を計算するための基礎資料となるほか、児童手当や保育料算定など各種制度との関連があります。

収入がなくても申告にご協力くださるようお願いします。



わたしは、町・県民税の申告をする必要があるの？



*注1) 1月現在、勤務先の給与から、町・県民税が天引きされているかどうか。ただし、例外もあります。

町・県民税申告の受付日程

受付時間 午前9時～正午、午後1時～4時 表1

会場	日にち	曜日	受付対象
白岡町役場 1階会議室	2月22日	火	岡泉・実ヶ谷・千駄野
	23日	水	上野田
	24日	木	下野田・爪田ヶ谷
	25日	金	小久喜1～670番地
	28日	月	小久喜671番地～
	3月1日	火	篠津1～1899番地
	2日	水	篠津1900番地～
	3日	木	新白岡・寺塚
	4日	金	野牛・高岩
	7日	月	柴山・荒井新田・下大崎
	8日	火	白岡695～1099番地
	9日	水	白岡1100番地～・白岡東
	10日	木	太田新井・彦兵衛
	11日	金	西1丁目～4丁目
	14日	月	西5丁目～10丁目
15日	火	全地区	

土地・建物、株式などを売った場合の譲渡所得の申告と相談は、役場で行っていません。該当するかたは、春日部税務署で申告相談してください。地区の指定日に申告できないかたは、表1の日程のいずれかに来庁し、申告してください。